

情報公開・個人情報保護審議会 諮問・報告事項

件 名	D V等被害者情報に係る団体内統合宛名等システムの改修等について
--------	----------------------------------

内容は別紙のとおり

条例の根拠

【報告】

- ◇第 16 条第 2 項（法令の定め又は緊急の理由に基づきに電子計算機処理をしたとき）
- ◇第 14 条第 1 項（業務委託）

（担当部課：総合政策部企画政策課）

事業の概要

事業名	DV等被害者情報に係る団体内統合宛名等システムの改修
担当課	企画政策課
目的	DV・虐待被害者等要支援者に係る処理について、各所属におけるDV・虐待被害者等要支援者の把握状況を庁内で共有可能とすることで、マイナンバー制度をはじめとした庁内業務の適切な運用を徹底し、DV・虐待被害者に係る情報の漏えいを防止する。
対象者	配偶者からの暴力（DV）、ストーカー行為等、児童虐待及びこれらに準ずる行為の被害者（以下「DV等被害者」という。）
事業内容	<p>1. <u>DV等被害者への対応の必要性</u></p> <p>(1) マイナンバー制度対応（平成 29 年 11 月 13 日本格運用開始）【資料 4 3 - 2】</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ マイナポータルにおける自己情報表示及び情報提供等記録の抑止 ■ 他自治体等との情報連携時の自動情報提供の抑止 <p>(2) マイナンバー利用事務に係るDV等被害者に係る適正な処理</p> <p>※本格運用開始後の事務処理</p> <p>これまで申請者から提出を受けていた課税証明書や住民票の写し等の添付書類の提出を省略し、事務処理を行う。</p> <p>2. <u>国からの通知</u></p> <p>平成 29 年 7 月 13 日付け内閣官房番号制度推進室・総務省大臣官房個人番号企画室事務連絡（以下「国通知」という。）において、DV等被害者に係る基本的な対応として以下の内容が通知された。</p> <p>(1) 設定対象者</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ DV等被害者であって、 ■ DV等加害者の元から避難先市区町村に避難しており、 ■ 自動応答不可フラグ、不開示該当フラグの設定を申し出る者 <p>又は、申出の有無に関わらず、自動応答不可フラグ、不開示該当フラグの設定を要することが明らかな場合（あらかじめ把握している場合も含む）</p> <p>(2) 対応内容</p> <p>自動応答不可フラグの設定及び不開示該当フラグの設定</p> <p>(3) その他</p> <p>全ての情報連携事務所管課において、DV等被害者の情報を共有できる手段等を検討すること（システム等により確認できることが望ましい）。</p> <p>3. <u>DV等被害者情報の目的外利用</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 平成 29 年度第 3 回本審議会にて承認済み

4. 団体内統合宛名等システムの改修の必要性【資料4 3 - 3】

平成 29 年度第 3 回本審議会（7 月 20 日）の承認後、平成 29 年 7 月 13 日付内閣官房番号制度推進室通知（上記 2(1)）に基づき、各課でDV等被害者を対象に自動応答不可フラグ及び不開示該当フラグの設定を行っており、マイナポータルにおける自己情報表示及び情報提供等記録の表示を抑止している。

しかし、現状では、自動応答不可フラグ及び不開示該当フラグの設定を行った課がDV等被害者としての保護が不要になり設定の解除を行う時には、関係部署すべてに確認を取らなければ解除することができない。

したがって、庁内における情報共有を正確かつ円滑に行い、各部署において自動応答不可フラグ及び不開示該当フラグの設定及び解除を確実にを行うため、団体内統合宛名等システムの改修が必要である。

5. 団体内統合宛名等システムの改修内容

各所属におけるDV等被害者の把握状況を共有できる仕組みを整備する。

【資料4 3 - 1、資料4 3 - 4】

(1) 対象者の登録（※該当所属係のみ）

■ 記録項目

団体内統合宛名番号、氏名、性別、生年月日

所属コード、所属名、入力日、解除日

※DV等被害状況等の詳細情報は一切記録しない。

(2) 対象者の検索

(3) 対象者一覧の抽出

(4) 対象者の削除（※該当所属係のみ）

(5) 上記の各機能に係る利用者管理及びアクセス制御等

※他システムとの情報連携は行わない。

6. 対象者数

約 1,000 人

件名 DV等被害者情報に係る団体内統合宛名等システムの改修について

保有課(担当課)	企画政策課
登録業務の名称	DV等被害者情報の把握状況
記録される情報項目(だれの、どのような項目が、どのコンピュータに記録されるのか)	<ol style="list-style-type: none"> 1 個人の範囲 DV等被害者 2 記録項目 団体内統合宛名番号、氏名、性別、生年月日、所属コード、所属名、入力日、解除日 3 記録するコンピュータ 団体内統合宛名等システム
新規開発・追加・変更の理由	国通知の「DV・虐待等被害者に係る不開示コード等の設定に関する基本的な対応等について」及び「マイナポータルお知らせ機能の利用における留意事項について」を踏まえ、各所属におけるDV・虐待等被害者の把握状況を庁内で共有することで、庁内業務の適切な運用を徹底し、DV等被害者に係る情報の漏えいを防止するため。
新規開発・追加・変更の内容	<ol style="list-style-type: none"> 1 次に掲げる事項に係る団体内統合宛名等システムの改修 <ol style="list-style-type: none"> (1) 対象者管理機能(※1)の追加 (団体内統合宛名番号、氏名、性別、生年月日、所属コード、所属名、入力日、解除日) (2) 対象者登録機能(※2)の追加 (3) 対象者検索機能(※3)の追加 (4) 対象者情報データ抽出機能(※4)の追加 (5) 上記各機能の利用に係る利用者管理・アクセス制御 ※1 DV等被害者のデータ保存・閲覧制限等のデータ管理を行う機能 ※2 DV等被害者の新規追加・変更・削除等のデータ操作を行う機能 ※3 システムに登録されているDV等被害者の把握状況を検索する機能 ※4 システムに登録されているDV等被害者の把握状況データの印刷・取り出しを行う機能
開発等を委託する場合における個人情報保護対策	<ol style="list-style-type: none"> 1 上記の各開発・整備の過程では、委託先に個人情報に一切触れさせない。 2 委託先に、新宿区情報セキュリティポリシー及び新宿区個人情報保護条例を遵守させる。 3 委託先が実施するテストにおいては、ダミーデータを使う。 4 実データを使用した検証作業は、区職員が実施することとし、委託先は、必要な支援を行う。 5 特定個人情報保護委員会の「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン」に基づき、特定個人情報の保護及びシステム上の安全管理措置を徹底する。
新規開発・追加・変更の時期	<p>平成29年9月13日から システム改修開始</p> <p>平成29年10月末から テスト実施</p> <p>平成29年11月13日から(予定) システム稼働</p> <p>※ 平成29年11月13日から(予定)の情報連携本格運用開始に合わせシステム稼働</p>

◇電子計算機による個人情報の処理委託、個人情報の収集を伴う委託、重要な個人情報の提供を伴う委託(第14条第1項)・・・報告事項

件名 DV等被害者情報に係る団体内統合宛名等システムの改修等業務の委託について

保有課(担当課)	企画政策課
登録業務の名称	DV等被害者情報の把握状況
委託先	日本電気株式会社(プロポーザル方式による特命随意契約) 【プライバシーマーク取得】 情報セキュリティマネジメントシステム(ISMS・ISO/IEC27000)認証取得
委託に伴い事業者処理させる情報項目(だれの、どのような項目か)	1 対象者 DV等被害者 2 情報項目 団体内統合宛名番号、氏名、性別、生年月日、所属コード、所属名、入力日、解除日
処理させる情報項目の記録媒体	電磁的媒体(団体内統合宛名等システム)
委託理由	マイナンバー制度の実施にあたり、他自治体等との情報連携の対象者を管理する団体内統合宛名等システムを活用し、DV等被害者に係る情報連携を制御するため、本システムを改修する必要がある。本システムの整備にあたっては、公募によるプロポーザル(企画提案・評価)を行い、上記委託先が最良な企画提案を行った事業者として選定された。また、上記委託先に行わせることが最も確かつ効率的な本システムの改修を行うことができる。そのため、上記委託先に本業務を委託する。
委託の内容	1 次に掲げる事項に係る団体内統合宛名等システムの改修 (1) 対象者管理機能 (団体内統合宛名番号、氏名、性別、生年月日、所属コード、所属名称、入力日、解除日) (2) 対象者登録機能 (3) 対象者検索機能 (4) 対象者情報データ抽出機能 (5) 上記各機能の利用に係る利用者管理・アクセス制御 (6) 機能及び運用に係る要件定義、設計、改修、テスト等 2 団体内統合宛名等システムの保守 (1) 稼働監視 (2) 故障・障害対応 (3) プログラム不具合対応等
委託の開始時期及び期限	【改修業務】 平成29年9月13日から平成29年11月12日まで(平成29年11月13日(予定)の情報連携本格運用開始時までを予定) 【保守業務】 平成29年9月13日から平成30年3月31日まで(次年度以降も、同様の業務委託を行う。)
委託にあたり区が行う情報保護対策	1 区と委託先との契約書には、別紙「特記事項」を付し、新宿区情報セキュリティポリシー及び新宿区個人情報保護条例の遵守義務を明記する。 2 上記の各開発・運用過程では、委託先に個人情報に一切触れさせない。 3 委託先が実施するテストにおいては、ダミーデータを使う。 4 上記委託内容の業務遂行の後、実データを使用した検証作業は、職員が実施することとし、委託先は、必要な支援を行う。 5 特定個人情報保護委員会の「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン」に基づき、特定個人情報の保護及びシステム上の安全管理措置を徹底する。

<p>受託事業者に行わせる情報保護対策</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 取扱責任者及び取扱者をあらかじめ指定し、区に報告させる。 2 上記の各開発・運用過程では、委託先に個人情報に一切触れさせない。 3 上記委託内容の業務の遂行に当たり、テスト作業は、情報システム課においてダミーデータを使用させて行わせ、区職員が立ち会うこととする。 4 上記委託内容の業務遂行に当たり、データセットアップは、情報システム課において行わせることとし、区職員が立ち会うこととする。 5 上記委託内容の業務遂行の後、実データを使用した検証作業は、区職員が実施することとし、委託先は、必要な支援を行う。 6 個人情報保護委員会の「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン」に基づき、特定個人情報の保護及びシステム上の安全管理措置を徹底させる。
-------------------------	--

特記事項

(基本的事項)

- 1 乙は、個人情報の保護及び情報セキュリティの重要性について十分な認識を持ち、この契約による業務（以下「業務」という。）を行うに当たっては、必要な措置を講じなければならない。

(秘密の保持)

- 2 乙は、業務に関して知り得た個人情報を一切第三者に漏らしてはならない。この契約が終了した後においても同様とする。

(適正収集)

- 3 乙は、業務を行うために個人情報を収集するときは、その利用目的をできる限り特定し、その利用目的を達成するために必要な最小限の範囲内で、公正かつ適正な手段によって収集しなければならない。

(本人収集及び利用目的の明示)

- 4 乙は、業務を行うために個人情報を収集するときは、本人に対しその利用目的を明示し、かつ、本人から直接これを収集しなければならない。ただし、甲の承諾があるときは、この限りではない。

(収集禁止事項)

- 5 乙は、業務を行うに当たっては、甲の承諾があるときを除き、次に掲げる事項に関する個人情報の収集を行ってはならない。
 - (1) 思想、信条及び宗教に関する事項
 - (2) 社会的差別の原因となる事実に関する事項
 - (3) 犯罪に関する事項
 - (4) その他区民の個人的秘密が侵害されるおそれがあると甲が認めた事項

(持ち出しの禁止)

- 6 乙は、業務を行うに当たっては、個人情報を甲が指定した場所の外へ持ち出してはならない。ただし、甲の承諾があるときは、この限りではない。

(目的外利用及び第三者への提供等の禁止)

- 7 乙は、業務に関して知り得た個人情報を、この契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供し、若しくは使用させてはならない。

(適正な管理)

- 8 乙は、業務に伴い取り扱う個人情報について、施錠できる保管庫に保管する等善良な管理者の注意をもって保管及び管理にあたらなければならない。

(複写等の禁止)

- 9 乙は、業務を行うために甲から提供され、又は乙が収集した個人情報を複写し、又は複製してはならない。

(再委託の禁止)

- 10 乙は、業務を行うに当たって、個人情報を取り扱う業務を一切第三者に委託してはならない。

(資料等の返還等)

- 11 乙は、この契約の終了後は、業務を行うために甲から提供され、又は乙が収集し、若しくは作成した個人情報記録された資料等を甲に返還し、又は引き渡し、乙が業務を行うに当たり乙の電子計算機を使用した場合には、当該電子計算機に記録された業務に係る個人情報を消去する。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従う。
- 12 乙は、個人情報を消去した場合には、消去をしたことの記録を保存するとともに、甲に対して消去をしたことの証明書を提出するものとする。なお、甲は、必要に応じ、消去の状況について確認を行うものとする。

(個人情報を取り扱う従事者の指定)

- 13 乙は、業務を行うに当たっては、個人情報を取り扱わせる取扱責任者及び取扱者を指定し、甲に報告するものとする。

(業務に関する報告)

- 14 乙は、甲の求めがあった場合は、業務に関する個人情報の取扱い状況の報告を行うものとする。

(監査)

- 15 乙は、業務に関する個人情報の管理状況について、甲の立入調査等による監査を受けるものとする。

(従事者に対する教育)

- 16 乙は、乙の従事者に対する個人情報の適正な管理及び情報セキュリティに関する教育を実施するとともに、新宿区個人情報保護条例について周知するものとする。

(事故発生時等における報告)

- 17 乙は、業務に関する個人情報の取扱いに関して事故が発生し、若しくは発生するおそれがあるとき又は前各項に掲げる事項に違反したときは、速やかに甲に対して通知するとともに、その状況について書面をもって報告し、甲の指示に従うものとする。

(公表)

- 18 甲は、乙が前各項に掲げる事項に違反し、又は怠ったときは、その事実を公表することができる。

(損害の賠償)

- 19 乙は、第1項から第17項までに掲げる事項に違反し、又は怠ったことにより甲又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償するものとする。